

公立大学法人三重県立看護大学

平成21年度業務実績に関する評価結果

平成22年8月

三重県公立大学法人評価委員会

目 次

はじめに	1
年度評価の方法	2
1 全体評価	4
2 項目別評価	8
大学の教育研究等の向上に関する項目	8
第1 教育に関する項目	8
第2 研究に関する項目	11
第3 地域貢献等に関する項目	12
業務運営の改善及び効率化に関する項目	13
財務内容の改善に関する項目	15
自己点検・評価の実施に関する項目	15
情報公開等の推進に関する項目	16
その他業務運営に関する重要項目	17
3 参考資料	
公立大学法人三重県立看護大学中期目標に定める数値目標の達成状況	18
三重県公立大学法人評価委員会名簿	21
三重県公立大学法人評価委員会の開催状況	21
公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価指針	21
公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領	23

はじめに

公立大学法人三重県立看護大学は、三重県が平成21年4月に定めた第1期の「公立大学法人三重県立看護大学中期目標」に沿って、質の高い教育・研究の実践を通じて優れた看護職者を育成し、地域貢献・地域連携の強化を通じて地域の保健・医療・福祉の向上に寄与し、適切で透明性の高い組織体制の構築と運用を行うことを目的として第1期の「公立大学法人三重県立看護大学中期計画」を作成し、その第1年度である平成21年度の業務実績報告書を、去る平成22年5月21日に、本委員会に提出した。

本委員会は、この業務実績報告書の提出を受け、地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、同法人の平成21年度業務実績に関する評価を行った。

平成21年度業務実績報告書に集約された年度計画は、6つの部分に分かれている。

は大学の教育研究の向上に関する目標に沿ったもので、第1に教育に関する目標、第2に研究に関する目標、及び第3に地域貢献に関する目標を達成するための、それぞれの計画の実施状況についてである。

は業務運営の改善及び効率化に関する目標、は財務内容の改善に関する目標、は自己点検・評価の実施に関する目標、は情報公開の推進に関する目標、はその他業務運営に関する目標をそれぞれ達成するためのそれぞれの計画の実施状況についてのものである。

平成21年度の年度計画の実施状況等の特徴は、教育、研究、地域貢献の3分野からなる教育研究等の向上に関する目標が極めて真摯かつ着実に取り込まれ、少なからぬ具体的成果を上げたことである。このことは、書類としての平成21年度の業務実績報告書に窺われるだけでなく、平成21年度から22年度に開催された評価委員会の席上における法人職員の発言内容や発言態度にも反映されているが、以下では業務実績報告書の項目に即して具体的に述べていきたい。

なお、の業務運営の改善及び効率化に関する目標、の財務内容の改善に関する目標、の自己点検・評価の実施に関する目標、の情報公開等の推進に関する目標、のその他業務運営に関する目標を達成するための年度計画においては、いずれも、平成9年度の開学以来、長年三重県という地方公共団体の直営事業として運営してきた公立大学を、教育研究・地域貢献に特化した地方独立行政法人としての公立大学法人によって運営するという過渡期への対応に多くの時間を費やしている。平成21年度における業務実績評価に際しては、こうした事情を勘案すべきであると考えらる。

年度評価の方法

評価に当たっては、平成21年12月10日に策定した「公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価指針」及び「公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領」（後掲）に基づき、以下のとおり評価を行った。

年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」を行った。

「項目別評価」は、年度計画の記載項目（小項目）ごとに法人が自己点検・自己評価を行い、これを基に、評価委員会において検証・評価を行った。

（教育研究の特性に配慮すべき項目）

大学の教育研究等の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとし、事業の外形的・客観的な進捗状況について確認するものとした。この場合、教育研究の特性に配慮すべき範囲は、教育の成果、教育の内容、教育の実施体制及び学生の支援並びに研究水準及び研究の成果、研究の実施体制に関する項目とした。

（教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目）

教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目については、業務実績報告書の小項目ごとに法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて総合的に検証し、年度計画の達成状況について ～ の4段階で評価を行った。また、小項目ごとの評価と特記事項をもとに、大項目ごとの達成状況について、S～Dの5段階の評価を行った。

「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価を行った。

なお、大項目の区分、小項目評価及び大項目評価の基準は、以下のとおりである。

大項目は、以下のとおり区分する。

大学の教育研究等の向上に関する項目	1 教育に関する項目	教育研究の特性に配慮すべき項目
	2 研究に関する項目	
	3 地域貢献等に関する項目	
業務運営の改善及び効率化に関する項目		教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目
財務内容の改善に関する項目		
自己点検・評価の実施に関する項目		
情報公開等の推進に関する項目		
その他業務運営に関する重要項目		

小項目の評価は、以下を基準として行う。

ランク	評価基準
	年度計画を上回って実施している
	年度計画を順調に実施している
	年度計画を十分には実施していない
	年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない

大項目の評価は、以下の基準を判断の目安とし、評価委員会が総合的に評価し決定する。

評価点		評価の基準
S	特に優れた実績を上げている	評価委員会が特に認める場合
A	順調に実施している	小項目の評価がすべて 又は
B	概ね順調に実施している	小項目の評価で 又は が 90%以上
C	十分に実施していない	小項目の評価で 又は が 90%未満
D	大幅な見直し、改善が必要である	評価委員会が特に認める場合

1 全体評価

(1) 評価結果と判断理由

大学の教育研究等の向上に関する項目

第1の教育に関する項目、第2の研究に関する項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとし、法人から提出された業務実績報告書に基づき、事業の外形的・客観的な進捗状況について確認した。

教育に関する項目は、教育の成果、教育内容、教育の実施体制、学生の支援の目標について取り組まれているが、いくつかの項目について顕著な成果が認められ、年度計画を概ね順調に実施していると認められる。

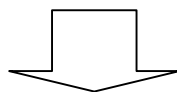
研究に関する項目は、研究水準及び研究の成果、研究実施体制の整備の目標について取り組まれているが、年度計画を概ね順調に実施していると認められる。

上記外の項目別評価

項目名	評価	S	A	B	C	D
3 地域貢献等						
業務運営の改善及び効率化						
財務内容の改善						
自己点検・評価の実施						
情報公開等の推進						
その他業務運営						

S・・・特に優れた実績 A・・・順調に実施 B・・・概ね順調に実施 C・・・十分に実施していない

D・・・大幅な見直しが必要



(全体評価結果)

公立大学法人三重県立看護大学は、「公立大学法人三重県立看護大学中期目標」に沿って、質の高い教育・研究の実践を通じて優れた看護職者を育成し、地域貢献・地域連携の強化を通じて地域の保健・医療・福祉の向上に寄与し、適切で透明性の高い組織体制の構築と運用という目的の達成に向けて、中期計画を概ね順調に実施していると認められる。

平成 21 年度の年度計画の実施状況等の特徴は、 の教育、研究、地域貢献の 3 分野からなる教育研究等の向上に関する目標が極めて真摯かつ着実に取り組まれ、少なからぬ具体的成果を上げたことであり、評価される。また、 の業務運営の改善及び効率化、 の財務内容の改善、 の自己点検・評価の実施、 の情報公開の推進、 のその他業務運営についても、年度計画を概ね順調に遂行しているものと認められる。

また、「公立大学法人三重県立看護大学中期目標」には、看護師国家試験合格率などの 23 項目の数値目標を定めており、目標値と実績値との対照が可能となっている。(18 ページ～20 ページ参照)

この結果を見ると、23 の数値目標のうち、21 年度の目標が達成されたものが「県内就職率」など 10 項目、未達成のものが「学生アンケートにおける学生満足度」など 10 項目であった。(その他、年度の評価ができないものが 3 項目)

これらの数値目標の中には挑戦的な高いレベルを設定しているものがあること、21 年度は法人化初年度の過渡期であったことも考慮する必要はあるが、法人としては未達成となった要因の分析をさらに強化し、今後の目標達成に向けて全力を上げていただきたい。

上記のとおり、全体として中期目標の達成に向けた初年度の取組は概ね順調に遂行されたと認められる。ただし、年度計画に記述された取組が不十分であったものも見られるので、さらなる努力を期待したい。

(2) 全体的な実施状況

重点的な取組及び特筆すべき取組

<21201～21203 アドミッションポリシー¹の明確化と周知、県内高校訪問の充実、大学情報の発信>

学生募集ワーキンググループの設置、説明資料における可視的表現の整備、延べ 62 回にわたる広報活動の実施、入学試験問題の解答などを盛り込んだアカデミックオープンキャンパスの開催、入試問題の解答公表、大学紹介 DVD の制作、前期及び後期日程の入試科目見直し、大手コンサルタントの研修会出席、高校側における当該大学への意見や要望の聴取など、学生募集の積極的・多面的な実践が行われたことは非常に注目される。

¹ アドミッションポリシー：入学者受入方針。各大学・学部等が、その教育理念や特色等を踏まえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのかなどの考え方をまとめたもの。入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映される。

< 21305 FD²活動の組織的推進 >

県立看護大学の「教員相互の授業点検評価」は、全国的に見ても類例の少ない優れたものであったが、それを更に改良して助教を含む幅広い教員を対象とし、また1教員1授業に絞り、評価しやすくかつ評価されやすくしたことは、高く評価される。「教員相互の授業点検評価」はFDとしても既に活用されているが、この面での更なる展開を期待したい。

< 21404、21406、21408 シラバス³の充実、学生の自主的学習への支援、学習意欲の喚起 >

成績優秀者の表彰制度は、毎学年の優秀者、4年間の最優秀者の双方を対象としたきめ細かいものであり、その実施は高く評価される。

< 22205 外部資金の積極的な獲得への努力 >

大学として教員の科学研究費補助金等の外部研究資金の申請率を20年度から21年度にかけて25.6%から73.2%に大幅に上昇させたことは高く評価したい。

< 23101、23102 地域交流センターの設置、地域連携事業の推進機能の充実 >

既設の「地域交流研究センター」を地域連携・地域貢献がよりよく理解できる「地域交流センター」へ名称変更したこと、センター専任職員の配置、事務局職員の委員としての参加、公開講座WG(ワーキンググループ)の設置、教員の地域貢献事業への関与の義務化・数値目標化・教員評価への適用対象化、テレビ会議システム利用による遠隔授業の実施など、地域交流・連携事業の強化・推進は高く評価される。

< 23103、23104 行政との連携、地域の医療機関や福祉施設等との連携 >

地域において日常的に職業に就きながら活動している看護職者の新たなニーズに応えるための「看護研究アドバンスコース」を開設し、卒業生3名を含む多くの参加者があったことは高く評価される。

< 31103、33203、33304、33401 目的や方向性の徹底、法人の固有職員の採用、教員の研修制度の構築と運用、事務職員の人事評価制度の導入 >

これらの項目の「実施状況等」の報告において、いずれも「公立大学法人三重県立看護大学人材育成ビジョン」の作成に言及していることは、過渡期に立ち向かう「公立大学法人三重県立看護大学」の積極姿勢を示すものとして評価したい。

遅れている取組

< 21214 卒業生の状況や課題の把握による学部教育の改善 >

² FD:「大学教員の教育能力を高めるための実践的方法」のことであり、大学の授業改革のための組織的な取り組み方法を指す。

³ シラバス:科目について、事前に立てられた講義内容や学習計画等を記したものの。

卒業生の意見等から、看護職場で必要な技術の教育に関する課題を抽出することを企図して、同窓会組織の強化を図ったが、実際の課題抽出には至らなかった。

大学の同窓会の在来のあり方の客観的調査も含めて、卒業生との新たな連携の仕方を検討することが必要である。

<21416 ハラスメント防止対策の充実>

学生あるいは教職員を対象としたハラスメント防止につながる内容の講演会を実施する計画であったが実施に至っていない。

ハラスメント事例が発生していないことはよいが、発生してからでは遅いため、発生する前にセクシャル・ハラスメント及びそれ以外のパワーハラスメントなどのハラスメントにも対応する規程の整備や、講演会の開催などの予防対策を早期に実施する必要がある。

(3) 全体評価にあたっての意見、指摘事項等

評価委員会として特に表明しておきたいのは、業務実績報告書の各小項目の「実施状況」欄の記述自体が必ずしも適切でなかったり、不十分である場合が少なくないことである。

例えば、21101 幅広い教養と豊かな人間性の育成 であるが、本項目の「実施状況等」で述べられている“現行カリキュラムの点検・評価”と“カリキュラム上の課題抽出”は、21206 教育カリキュラムの充実、21207 看護専門教育の充実、21208 教養・基礎教育の充実 の「実施状況等」において、教育課程の充実の3つの側面として具体的に展開されている。であるならば、本項目21101の「実施状況等」では、「21206、21207、21208」を参照するように指示すべきである。そして、本項目21101では“科目区分と授業時間数の不一致”など、不十分な説明を伴った具体例を挙げないようにしていただきたい。

また、21102の表題は、看護専門職者としての基礎能力の育成 であるのに、21213 教育活動の評価と改善 で記述されるべき“教員相互による授業評価”について言及されていることは適当でない。ここでも記述は表題と正確に対応させていただきたい。また、21207 看護専門教育の充実 への参照の指示のないまま、“初年次教育に関する研修会”への学生部長とカリキュラム検討小委員長の参加について記述がなされていて、理解を難しくしている。

2 項目別評価

大学の教育研究等の向上に関する項目

第1 教育に関する項目

(1) 進捗状況の確認結果

教育に関する項目は、教育の成果、教育内容、教育の実施体制、学生の支援の目標について取り組まれているが、いくつかの項目について顕著な成果が認められおり、年度計画を概ね順調に実施していると認められる。

しかし、法人化の初年度であったことから、取組の着手に遅れがあったものが見受けられた。

(2) 実施状況

重点的取組及び特筆すべき取組

< 21107 高度な看護実践能力を有する看護専門職者の育成 >

学部生・院生へのアンケートを通じて学部生が大学院の存在や大学院進学の意義・価値について十分認識していないことを確認したことは、今後の学部・大学院教育の基本方針を策定する上で重要な成果であった。

< 21201～21203 アドミッションポリシーの明確化と周知、県内高校訪問の充実、大学情報の発信 >

学生募集ワーキンググループの設置、説明資料における可視的表現の整備、延べ62回にわたる広報活動の実施、アカデミックオープンキャンパスの開催、入試問題の解答公表、大学紹介DVDの制作、前期及び後期日程の入試科目見直し、大手コンサルタントの研修会出席、高校側における当該大学への意見や要望の聴取など、学生募集の積極的・多面的な実践が行われたことは非常に注目される。

< 21209～21210 大学での学習に必要な基礎的能力を養う教育の充実、国際化に対応した教育の充実 >

平成21年度改正カリキュラムから高大接続の科目として「基礎化学」、「基礎生物学」を設置するとともに学習効果を測定したこと、国際看護学実習⁴においてUCLA⁴での実習を導入したことは評価される。

< 21212 授業以外での学習機会の提供 >

当該大学主催の国際シンポ及び市民公開講座に多数の学生が参加し、市民公開講座において大学院生が業務に参加したこと、「健康の郷・美杉ヘルスツーリズム支援事業」、「三看（三重県立看護大学）マーケット」、地域連携・貢献活動に学生が積極的に参加していることは注目される。

< 21221～21222 アドミッションポリシーの明確化と周知、卒業生の研究科入学への働きかけ >

大学院生募集の重要性が自覚され、はじめて広報や卒業生動向調査など対策

⁴ UCLA：カリフォルニア大学ロサンゼルス校

に本腰が入ったことを評価したい。

< 21224～21225 教育カリキュラムの充実、多彩な履修制度や教育課程の検討 >

大学院生・教員を対象とするアンケート調査により、カリキュラムの複雑さやクリティカルケア系と生活習慣系間の単位互換性に対する要望を把握したことは、教育課程改革の最初の一步として評価したい。

< 21232 14条特例⁵の実施による教育の充実 >

遠隔授業実施体制作りへの周到的な準備と積極的な実施姿勢は評価できる。

< 21305 FD活動の組織的推進 >

「教員相互の授業点検評価」は、全国的に見ても類例の少ない優れたものであったが、それを更に改良して助教を含む幅広い教員を対象とし、また1教員1授業に絞り、評価しやすくかつ評価されやすくしたことは、高く評価される。「教員相互の授業点検評価」はFDとしても既に活用されているが、この面での更なる展開を期待したい。

< 21404、21406、21408 シラバスの充実、学生の自主的学習への支援、学習意欲の喚起 >

シラバスについては改善の努力が見られる。

成績優秀者の表彰制度は、毎学年の優秀者、4年間の最優秀者の双方を対象としたきめ細かいものであり、その実施は高く評価される。ただ、予算措置の困難から見送られた特待生制度の導入については、その必要性自体を検討する必要がある。

< 21407 メディアコミュニケーションセンターの弾力的な運営 >

図書館の外部業者への全面業務委託は成果が上がっているとのことであり、大学の英断として注目したい。なお、さらに時間をかけて検証を進めることを要望したい。

遅れている取組

< 21214 卒業生の状況や課題の把握による学部教育の改善 >

卒業生の意見等から、看護職場に必要な技術の教育に関する課題を抽出する計画で、同窓会組織との連携の強化を図ったが、実際の課題抽出には至らなかった。

大学の同窓会の在来のあり方の客観的調査も含めて、卒業生との新たな連携の仕方を検討することが必要である。

⁵ 14条特例：大学院設置基準（文部科学省令）第14条に定める特例。大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができるとされている。

< 21416 ハラスメント防止対策の充実 >

学生あるいは教職員を対象としたハラスメント防止につながる内容の講演会を実施する計画であったが実施に至っていない。

ハラスメント事例が発生していないことはよいが、発生してからでは遅いため、発生する前にセクシャル・ハラスメント及びそれ以外のパワーハラスメントなどのハラスメントにも対応する規程の整備や、講演会の開催などの予防対策を早期に実施する必要がある。

これまでに評価委員会から意見、指摘した項目
(法人化初年度の業務実績評価のため、該当なし。)

(3) 進捗状況の確認にあたっての意見、指摘事項等

< 21105 国際化社会に対応する能力の育成 >

「外国語の運用能力及び異文化理解の能力養成」を実施計画の中で記述したにもかかわらず、日本語の理解と運用に関する科目設置と合計単位数維持を両立させる手段がなぜ英語単位数の削減だけなのかについての説明が不十分である。学生の英語能力が十分であるかどうかの検証も行なわないまま単位数を削減することについても疑問がある。

< 21201、21204 アドミッションポリシーの明確化と周知、選抜方法の改善 >

新しい入試方法の検討を積極的に実施しているが、アドミッションポリシーと入試方法との関係が不明確であるので、アドミッションポリシー自体の具体的内容や整備の方向を明確にする必要がある。

< 21217 単位認定基準の明確化と厳正な単位認定の実施 >

GPA⁶ (グレード・ポイント・アベレージ) 制度の採用については、三重県立看護大学としては、看護大学のカリキュラムの特質を踏まえながら、その意義・目的及び効果についての大学としての方針を明確にする必要があるのではないかと判断されているようである。看護大学の教育理念、カリキュラム及びアドミッションポリシーに適するものなのかどうかを検討するとともに、学生の単位取得や成績評価の現状を十分に調査したうえで対応する必要がある。

< 21221 アドミッションポリシーの明確化と周知 >

大学院生募集の重要性が自覚され、はじめて広報や卒業生動向調査など対策に本腰が入ったことは評価できる。学部生にも積極的に大学院研究科を紹介し、卒業後のキャリア開発計画を持たせることが必要である。

< 21431 県内就職率の向上に向けての就職支援の実施 >

県内就職率向上策として、「ようこそ先輩」の企画や県内医療機関との連携は評価できるが、更なる具体策の検討も必要である。

⁶ GPA：各科目の成績から特定の方式によって算出された学生の成績評価値のこと、あるいはその成績評価方式のことをいう。

第2 研究に関する項目

(1) 進捗状況の確認結果

研究に関する項目は、研究水準及び研究の成果、研究実施体制の整備の目標について取り組まれているが、科学研究費補助金等の外部資金の申請率が大きく向上し、民間企業との間で受託研究の契約をするなど一定の成果が上がっており、年度計画を概ね順調に実施していると認められる。

(2) 実施状況

重点的取組及び特筆すべき取組

< 22205 外部資金の積極的な獲得 >

大学として教員の科学研究費補助金等の外部研究資金の申請率を 20 年度から 21 年度にかけて 25.6%から 73.2%に大幅に上昇させたことは高く評価したい。もっとも採択件数が 9 件から 5 件に下がり、採択率は低下したが、これも過渡期としてはあり得ることである。更なる努力を期待したい。

遅れている取組

< 22210 研究を奨励するための研究費の配分 >

評価制度の運用状況を踏まえつつ、評価に基づく研究費配分制度の細部設計を実施する計画であったが、教員活動評価・支援制度の評価に基づいた研究費配分制度等の細部設計はできていないため、特別研究費配分の方針を早期に策定する必要がある。

これまでに評価委員会から意見、指摘した項目

(法人化初年度の業務実績評価のため、該当なし。)

(3) 進捗状況の確認にあたっての意見、指摘事項等

< 22101 地域の保健・医療・福祉の向上に寄与する研究の推進 >

地域貢献・地域交流事業の一環として、地域の保健・医療・福祉の向上のための具体的な調査・研究活動が着実に推進されていることは評価できる。ただ、こうした調査・研究活動のアカデミックレベルでの点検・評価を常に行うことが必要である。

第3 地域貢献等に関する項目

(1) 評価結果

B	評価				計
	項目数	4	2	1	0

(2) 実施状況

特筆すべき取組

< 23101、23102 地域交流センターの設置、地域連携事業の推進機能の充実 >
 既設の「地域交流研究センター」を地域連携・地域貢献がよりよく理解できる「地域交流センター」へ名称変更したこと、専任職員の配置、事務局職員の委員としての参加、公開講座 WG の設置、教員の地域貢献事業への関与の義務化・数値目標化・教員評価への適用対象化、テレビ会議システム利用による遠隔授業の実施など、地域交流・連携事業の強化・推進は非常に高く評価される。

< 23103、23104 行政との連携、地域の医療機関や福祉施設等との連携 >
 地域において日常的に職業に就きながら活動している看護職者の新たなニーズに応えるための「看護研究アドバンスコース」を開設し、卒業生3名を含む多くの参加者があったことは高く評価される。

< 23201 国際交流協定大学との交流の推進 >

マヒドン大学との交流が活発に行われ、共同研究課題を提案したことは、成果が出るのはまだこれからであるが、国際看護学習 において UCLA での実習を導入した事とともに評価される。

遅れている取組

< 23109 学生のボランティア活動に対する支援の検討 >

学生の参加できるボランティア活動等を調査し周知するとともに、参加に向けた支援を実施する計画であった。

学生サークルによるボランティア活動の一端については、地域交流センター年報(12号)にも窺われるが、学生の参加できるボランティア活動の調査はできなかった。また、参加にかかる支援体制の検討も行えていない。

これまでに評価委員会から意見、指摘した項目
 (法人化初年度の業務実績評価のため、該当なし。)

法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目

< 23108 地域住民等との交流の推進 >

法人評価：	評価委員会評価：
-------	----------

附属図書館の夜間・休日の利用状況が「前年度と同程度」であるとすれば、より効果的な周知方法が実施されたとはいいい難い。利用状況の量的側面だけでなく、質的な点検も行う必要がある。

また、地域住民への大学開放については、三重県立看護大学を会場とする公開講座、健康バドミントン教室、大学祭等の学生行事が実施されており、地域交流センター年報（12号）にも掲載されているが、大学としての実施状況等の説明不足を改める必要がある。

< 23109 学生のボランティア活動に対する支援の検討 >

法人評価： 評価委員会評価：

学生サークルによるボランティア活動の一端については、地域交流センター年報（12号）にも窺われるが、学生の参加できるボランティア活動の調査、参加にかかる支援体制の検討が実施できていない。また、ボランティア活動と学生表彰制度とは全然別物である。

< 23203 国際化に伴う諸問題解決のための活動の実施 >

法人評価： 評価委員会評価：

「外国人への母子保健サービス向上支援事業」は評価できる。県内在住外国人の医療・保健に関する問題点の抽出は、ブラジル、中国、フィリピンの文献収集・検討を通じて進んでいる（地域交流センター年報（12号））が、更なる努力が必要である。また、事業の成果を教育に反映させることが必要である。

- (3) 評価にあたっての意見、指摘事項等
該当なし

業務運営の改善及び効率化に関する項目

(1) 評価結果

B	評価					計
	項目数	0	21	1	0	22

(2) 実施状況

特筆すべき取組

< 31103、33203、33304、33401 目的や方向性の徹底、法人の固有職員の採用、教員の研修制度の構築と運用、事務職員の人事評価制度の導入 >

いずれも「公立大学法人三重県立看護大学人材育成ビジョン」の作成に言及しているのは、過渡期に立ち向かう「公立大学法人三重県立看護大学」の積極姿勢を示すものとして評価したい。

ただ、同ビジョンの事務職員の部分は、「三重県人材育成ビジョン」の内容をそのまま接ぎ木した感が強く、独立した公立大学法人としての立場を踏まえ、さらなる検討が望まれる。

遅れている取組

< 31202 教員と事務職員等による一体的な運営体制の整備 >

教員と事務職員等による一体的な運営体制の整備を図るため、それぞれの専門性を生かしながら、相互に協力と協調、信頼関係を構築するコミュニケーションの機会や共同研修の場などを設置する計画であった。

実施された研修会や懇親会はコミュニケーション強化のために有用であるが、教員と事務職員との一体的な運営体制の整備のために具体的に何をしようとしているのか、その効果が何なのかは不明である。

また、教員と事務職員等による一体的運営体制を築くためには、三重県職員の派遣のみでなく、適正規模の固有職員の採用・育成が必要であろう。

これまでに評価委員会から意見、指摘した項目

(法人化初年度の業務実績評価のため、該当なし。)

法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目

< 31202 教員と事務職員等による一体的な運営体制の整備 >

法人評価：	評価委員会評価：
-------	----------

教員と事務職員等による一体的な運営体制の整備を図るため、それぞれの専門性を生かしながら、相互に協力と協調、信頼関係を構築するコミュニケーションの機会や共同研修の場などを設置する計画であった。

実施された研修会や懇親会はコミュニケーション強化のために有用であるが、教員と事務職員との一体的な運営体制の整備のために具体的に何をしようとしているのか、その効果が何なのかは不明である。

また、教員と事務職員等による一体的運営体制を築くためには、三重県職員の派遣のみでなく、適正規模の固有職員の採用・育成が必要であろう。

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

< 31301 内部監査機能の充実 >

当法人は規模的に「内部監査室」を別途設置することは困難であることから、独立性を保った部署が内部監査を担当する現在の仕組は評価できる。

しかし、内部監査は業務執行状況を日常的に監査する重要かつ多岐にわたる組織内監査であることから、実施計画を年度初めに策定して計画的に実施することが必要であるが、年1回の実施では少なすぎるので、回数を増やす必要がある。

財務内容の改善に関する項目

(1) 評価結果

B	評価					計
	項目数	1	7	1	0	9

(2) 実施状況

特筆すべき取組
該当なし

遅れている取組
該当なし

これまでに評価委員会から意見、指摘した項目
(法人化初年度の業務実績評価のため、該当なし。)

法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目
< 41201 学部研究資金獲得の促進 >

法人評価：	評価委員会評価：
-------	----------

大学として教員の科学研究費補助金等の外部研究資金の申請率を大幅に上昇させた努力は高く評価できるが、外部資金申請の失念があったことは非常に重大なことであるので、その原因を検証し、再発防止を図ることが必要である。

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

< 41102、41302 施設利用料等の見直し、施設・設備の有効活用 >
貸出し施設の利用料金を設定し、収入を上げたが、貸出施設の使用料の妥当性の検証や、コストとの関連（費用対効果）の検証を行うことが必要である。

自己点検・評価の実施に関する項目

(1) 評価結果

A	評価					計
	項目数	0	2	0	0	2

(2) 実施状況

特筆すべき取組
該当なし

遅れている取組
該当なし

これまでに評価委員会から意見、指摘した項目
(法人化初年度の業務実績評価のため、該当なし。)

法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目
該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

< 51101、51102 自己点検・評価の実施と見直し、第三者評価の導入 >

大学基準協会による認証評価は、平成 23 年度から内容を大きく変えようとしており、大学評価・学位授与機構の認証評価の方式にも若干の改訂が予定されているので、将来どちらの評価を受けるべきかについて法人として検討する必要がある。

情報公開等の推進に関する項目

(1) 評価結果

A

評価					計
項目数	0	2	0	0	2

(2) 実施状況

特筆すべき取組
該当なし

遅れている取組
該当なし

これまでに評価委員会から意見、指摘した項目
(法人化初年度の業務実績評価のため、該当なし。)

法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目
該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

その他業務運営に関する重要項目

(1) 評価結果

A	評価					計
	項目数	0	2	0	0	2

(2) 実施状況

特筆すべき取組

該当なし

遅れている取組

該当なし

これまでに評価委員会から意見、指摘した項目
(法人化初年度の業務実績評価のため、該当なし。)

法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目
該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

< 72101、72102 人権保護の活動の推進、ハラスメント行為防止の取組の推進 >

パワーハラスメント、アカデミックハラスメントを含めたハラスメント防止体制構築のための状況把握が行われたので、取組体制づくりを具体的に進めることが必要である。

3 参考資料

○ 公立大学法人三重県立看護大学中期目標に定める数値目標の達成状況

指 標 名		法人化前		法人化後						基準値	備 考	
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26			合計
I (1) 教育に関する目標												
看護師国家試験合格率(%)	目標値	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	97.3	
	実績値	93.8	98.1	97.8						-		
保健師国家試験合格率(%)	目標値	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	88.1	
	実績値	87.8	98.1	89.2						-		
助産師国家試験合格率(%)	目標値	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	92.3	
	実績値	100.0	100.0	100.0						-		
看護師国家試験合格者数 (人)	目標値	-	-	95	95	95	95	95	95	-	91.5	
	実績値	76	104	91						-		
保健師国家試験合格者数 (人)	目標値	-	-	95	95	95	95	95	95	-	82.7	
	実績値	71	104	83						-		
助産師国家試験合格者数 (人)	目標値	-	-	10	10	10	10	10	10	-	8.0	
	実績値	9	7	2						-		
県内就職率(%)	目標値	-	-	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	-	47.0	県内への看護職就職者数/就職者数
	実績値	62.5	43.0	58.9						-		
修士学位取得者数(人)	目標値	-	-	8	8	8	8	8	8	-	6.2	研究科での学位取得者数
	実績値	1	6	4						-		
学生アンケートにおける学生 満足度(自己が成長したと思 う率)(%)	目標値	-	-	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	-	-	自己が成長したと思う率
	実績値	-	-	未実施						-		
学生アンケートにおける学生 満足度(大学の支援に対して 満足している率)(%)	目標値	-	-	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	-	-	大学の支援に対して満足している率
	実績値	-	-	80.6						-		

指 標 名	法人化前		法人後							基準値	備 考	
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計			
I (2) 研究に関する目標												
外部研究資金申請率(%)	目標値	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	35.3	申請(継続含む)教員数/在職教員数
	実績値	39.0	25.6	73.2						-		
外部研究資金獲得件数(件)	目標値	-	-	5	5	6	6	7	8	-	3.8	科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得件数
	実績値	4	9	5						-		
「大学教育改革支援」のためのプログラムへの応募(件)	目標値	-	-	-	1	-	1	-	1	3	-	文部科学省による「大学を通じた大学教育改革支援」のための各種プログラムに大学として応募する
	実績値	0	0	2						2		
I (3) 地域貢献等に関する目												
地域連携事業の実施件数(件)	目標値	-	-	20	22	24	26	29	32	-	17.5	地域交流センターによる事業実施数
	実績値	15	12	29						-		
公開講座の参加者の満足度(%)	目標値	-	-	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	-	-	参加者アンケートによる満足度
	実績値	-	-	74.7						-		
公開講座等大学主催の行事の開催回数(回)	目標値	-	-	5	5	5	5	5	5	-	2.7	公開講座等学外者の参加が可能な大学主催の行事の開催回数
	実績値	4	2	14						-		
公開講座等大学主催の行事の参加者数(人)	目標値	-	-	201	221	243	267	294	323	-	182	公開講座等学外者の参加が可能な大学主催の行事の参加者数
	実績値	190	215	1,045						-		
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標												
職員アンケートによる職員の満足度(点)	目標値	-	-	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	-	60.2	職員アンケートによる業務、勤務条件、職場環境等に対する満足度
	実績値	(60.5)	(61.5)	44.1						-		
事務局の対応についての学生満足度(%)	目標値	-	-	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	-	-	学生アンケートによる事務局の対応についての満足度
	実績値	-	-	85.3						-		
報道発信件数(件)	目標値	-	-	20	22	24	26	29	32	-	17.4	看護大学に関する情報提供件数
	実績値	19	25	28						-		

指 標 名	法人化前		法人後							基準値	備 考	
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計			
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標												
中期目標期間の外部研究資金の獲得額(千円)	目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	100,804	91,640	中期目標期間にかかる科学研究費補助金等外部研究資金の獲得総額
	実績値	18,920	8,244	2,938						2,938		
Ⅳ 自己点検評価の実施に関する目標												
自己点検・評価結果に基づく改善率(%)	目標値	-	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	前年度の課題の解決に向けての取組の実施割合
	実績値	-	100.0	-						-		
自己点検・評価の実施状況(回)	目標値	-	-	1	1	1	1	1	1	-	1	自己点検・評価の実施回数
	実績値	1	1	1						-		

※ 基準値は、平成14年度から19年度の6年間の平均値

※ 「職員アンケートによる職員の満足度(点)」の法人化前の数値は、三重県職員全体の平均値

三重県公立大学法人評価委員会名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	森 正 夫	公立大学協会相談役
委 員	飯 田 俊 司	(株)百五銀行相談役
委 員	小笠原まき子	(株)金星堂代表取締役
委 員	中 村 雅 文	公認会計士
委 員	前 原 澄 子	京都橘大学看護学部長

三重県公立大学法人評価委員会の開催状況

- ・第1回 平成22年6月9日
- ・第2回 平成22年7月2日
- ・第3回 平成22年7月30日
- ・第4回 平成22年8月25日

公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価指針

平成21年12月10日
三重県公立大学法人評価委員会決定

三重県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的な事項を定める。

1 評価の前提

- (1) 地方独立行政法人制度においては、法人は、業務を効果的、効率的に実施するため、中期目標及び中期計画に基づいて自主的に運営を行うものである。さらに、業務の公共性、業務運営の透明性を確保し、法人の状況を的確に示して、県民への説明責任を果たし、不断の改革・改善を行っていくことが求められる。
- (2) 法人は、地域における高等教育の提供と地域社会での知的・文化的拠点としての役割を担っており、教育研究のさらなる充実・活性化とともに、地域の発展及び県民福祉の向上に積極的に貢献していくことが求められる。
- (3) 評価委員会の行う評価は、この2つの基本的な考え方を踏まえ、大学としての「教育研究の特性」に配慮しつつ、中立・公正な立場から、客観的かつ厳正に実施されることが求められる。

2 評価の基本方向

- (1) 各事業年度終了時には、中期目標の達成に向けて、中期計画に定めた項目ごとの各年度における具体的な実施状況を調査・分析し、当該事業年度の業務実績について評価する。

また、中期目標期間終了時には、当該期間における中期計画等の実施状況の調査・分析を行い、達成状況について総合的に評価する。

- (2) 教育研究の特性や法人の大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の組織・業務運営等について、改善すべき点を明らかにする。また、法人の業務達成に向けての意欲的な取り組みを積極的に支援するなど、法人の継続的な質的向上に資する評価を行う。
- (3) 評価を通じて法人の業務運営状況をわかりやすく示し、県民への説明責任を果たす。
- (4) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する。

3 評価の方法

評価委員会は、法人による自己点検・評価をもとに、各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）と中期目標期間における業務の実績評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。

また、中期目標期間の中間点において、その時点における総括（以下「中間総括」という。）を行い、当該期間までの中期計画の進捗状況の確認を行う。なお、この場合において、中期目標・中期計画の見直しが必要と考えられる場合については、法人の意見を踏まえつつ、その見直しについても検討し、必要な意見を述べるものとする。

(1) 年度評価

法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標の達成に向け、各事業年度における中期計画等の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、各事業年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。

教育研究については、その特性への配慮から、原則として専門的な観点からの評価は行わないが、法人による自己点検を踏まえた上で、評価委員会において進捗状況を把握し、その確認・点検を行う。

評価結果等を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。

具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

(2) 中期目標期間評価

法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行う。

教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。

評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。

具体的な実施方法については、年度評価の実施状況を踏まえ、別に実施要領で定める。

(3) 中間総括

中期目標の達成に向け、中期目標期間の中間点における中期目標の進捗状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の上半期終了時点の業務実績全体について総括する。

具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

4 評価を受ける法人において留意すべき事項

- (1) 評価委員会は法人から提出される業務実績報告書等をもとに評価を行うことから、中期計画等の達成状況などについて、法人自ら説明責任を果たすことを基本とすること。
- (2) 法人は、達成状況を客観的にあらわすために、できる限り数値目標等の指標を設定すること。また、中期計画における達成状況ができる限り明らかになるように工夫すること。

(3) 法人における自己点検・評価の視点と体制

法人は、公立大学の利害関係者である学生や大学に関心を持つ県民の視点に留意し、法人が行う自己点検・評価に際して用いる指標や基準、評価結果及びその活用方法について、できる限りわかりやすく説明すること。

法人は自ら説明責任を果たすという観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明確にし、理事長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立すること。

5 その他

本評価基本方針及び別に定める実施要領は、必要に応じて、評価委員会に諮ったうえで見直すものとする。

公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領

平成 21 年 12 月 10 日
三重県公立大学法人評価委員会決定

「公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、三重県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の改善及び充実に促すことにより、法人業務の質の向上、業務の効率化及び透明性の確保に資することを目的に行う。

2 評価の方法

(1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(2) 「項目別評価」は、年度計画の記載項目（小項目）ごとに法人が自己点検・自己評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。

(3) 「項目別評価」において、大学の教育研究等の質の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとし、事業の外形的・客観的な進捗状況について確認するものとする。この場合、教育研究の特性に配慮すべき範囲は、教育の成果、教育の内容、教育の実施体制及び学生の支援並びに研究水準及び研究の成果、研究の実施体制に関する項目とする。

なお、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。

(4) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価する。

(5) 評価委員会が評価結果を決定する際には、評価(案)を法人に示すとともに、評価(案)に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

3 項目別評価の具体的方法

(1) 教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目の評価
法人による自己評価

法人は、年度計画に記載されている小項目ごとに、業務実績を ～ の4段階で自己評価し、計画の実施状況及び判断理由を記述した業務実績報告書を作成する。

また、大項目ごとに法人としての特色ある取り組みや未達成事項のほか、当該実施年度以前に評価委員会から指摘された事項等についての対応結果などを記述する。

なお、評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付するものとする。

評価は、以下を基準として行う。

ランク	評価基準
	年度計画を上回って実施している
	年度計画を順調に実施している
	年度計画を十分には実施していない
	年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない

評価委員会による法人の自己評価の検証・評価

評価委員会は、業務実績報告書の小項目ごとに法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて総合的に検証し、年度計画の達成状況について上記の4段階で評価を行う。特に、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は判断理由等を示す。

評価委員会による大項目の評価

評価委員会は、業務実績報告書の小項目ごとの評価と特記事項をもとに、大項目ごとの達成状況について、S～Dの5段階で評価するとともに、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

評価は、以下の基準を判断の目安とし、評価委員会が総合的に評価し決定する。

評価点		評価の基準
S	特に優れた実績を上げている	評価委員会が特に認める場合
A	順調に実施している	小項目の評価がすべて 又は
B	概ね順調に実施している	小項目の評価で 又は が90%以上
C	十分に実施していない	小項目の評価で 又は が90%未満
D	大幅な見直し、改善が必要である	評価委員会が特に認める場合

(2) 大学の教育研究等の質の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目の取扱い

法人による自己点検

法人は、年度計画に記載されている小項目ごとに自己点検を行い、事業の外形的・客観的な進捗状況を記述した業務実績報告書を作成する。

また、大項目ごとに法人としての特色ある取り組みや未達成事項のほか、当該実施年度以前に評価委員会から指摘された事項等についての対応結果などを記述する。

評価委員会による進捗状況の確認

評価委員会は、業務実績報告書に基づき、小項目ごとに事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

(3) 大項目の区分

大項目は以下のとおり区分する。

大学の教育研究等の向上に関する項目	1 教育に関する項目	教育研究の特性に配慮すべき項目
	2 研究に関する項目	
	3 地域貢献等に関する項目	
業務運営の改善及び効率化に関する項目		教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目
財務内容の改善に関する項目		
自己点検・評価の実施に関する項目		
情報公開等の推進に関する項目		
その他業務運営に関する項目		

4 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について、記述式により総合的に評価を行う。

全体評価においては、教育研究等の質を向上する特色ある取り組み 地域貢献等の社会に開かれた取り組み 理事長のリーダーシップのもと、効率的かつ戦略的な運営を目指した取り組み、などについて積極的に評価する。

5 評価結果

(1) 評価結果は、法人に通知する。

(2) 評価委員会は、必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。

(3) 評価委員会は、前2項における内容を知事に報告するとともに、公表する。

6 評価結果の反映

(1) 評価結果がB～Cランクの項目については、法人が自主的に業務運営を改善するなど所要の措置を講ずる。

(2) 評価結果がDランクの項目については、原則として業務運営の改善その他の勧告を行う。